

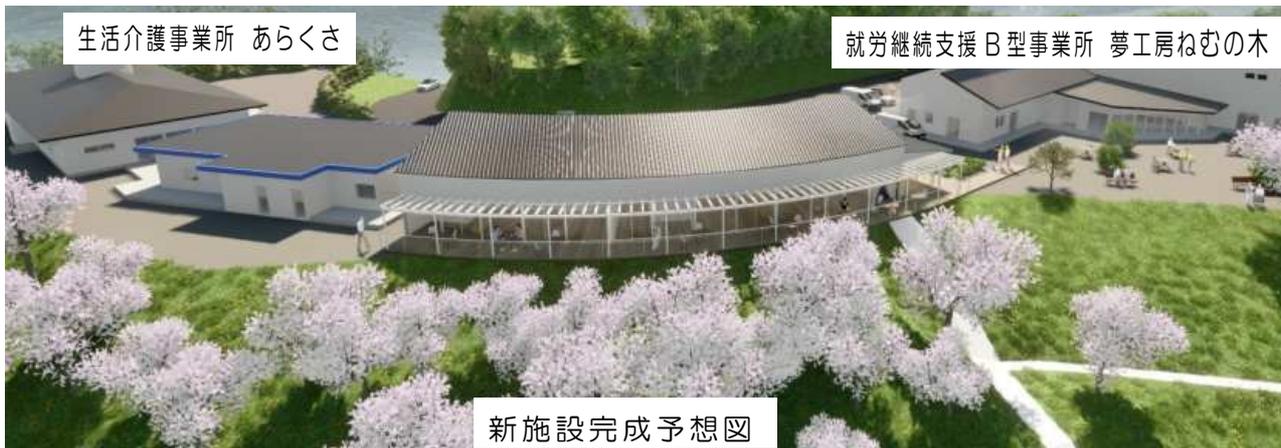
# あらくさ

編集責任者：歌房哲也

〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷11584  
**生活介護事業所 あらくさ**  
 TEL 0847-67-3410 FAX 0847-67-3439  
 E-mail [arakusa@f2.dion.ne.jp](mailto:arakusa@f2.dion.ne.jp)  
 〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷1215-1  
**就労継続支援B型事業所 夢工房ねむの木**  
 TEL 0847-67-5051 FAX 0847-67-2080  
 E-mail [arakusa-nemunoki@r3.dion.ne.jp](mailto:arakusa-nemunoki@r3.dion.ne.jp)  
**ふらっと相談支援事業所**  
 TEL 0847-67-5052 FAX 0847-67-2080  
 E-mail [arakusa-flat@r7.dion.ne.jp](mailto:arakusa-flat@r7.dion.ne.jp)  
**あらくさホームページ** <http://www.pionet.ne.jp/~arakusa>

生活介護事業所 あらくさ

就労継続支援B型事業所 夢工房ねむの木



新施設完成予想図

## 新年度を迎えて



社会福祉法人あらくさ  
常務理事  
歌房哲也

日に日に季節の移り変わりを感ぜられる頃となりました。平素より、地域のみなさまを始め関係各位には当法人に対しまして、多大なるご支援とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という）の感染拡大が始まって三回目の春を迎えました。コロナによる社会の変化は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。そして今、ロシアのウクライナへの侵攻が、更なる社会情勢の悪化を招く結果となっています。毎日報道される悲惨な映像から、いかなる理由があるとしても、戦争を正当化することはできないと強く感じています。また、ロシアが核使用を示唆するなど、世界で唯一の被爆国として絶対に容認できない発言であり憤りを覚えます。しかし、そのようなか、国内でも「核共有（核シェアリング）」の必要性を訴える声もあり、益々、日本国憲法第9条を守り抜くことの大切さを感じているところです。誰もが幸せに暮らすことが保障される社会を築くためには「平和」であることが大原則です。どの時代においても真つ先に戦争の犠牲者となるのは、子ども、女性、高齢者、そして障害者などの社会的弱者と言われる人たちです。平和秩序を守るためにも、一刻も早くこの戦争を終わらせるよう、私たちも声を上げていきたいと思っています。

国内の障害者関連においては、「人権」に関わる裁判の判決が多く出される年となっています。障害者が六十五才以上になると強制的に障害福祉サービスを打ち切れられ、原則、介護保険を優先される「天海裁判（六十五歳問題）」、生活保護基準の引き下げは生存権を保障した日本国憲法第二十五条に違反する等として「いのちのとりで裁判」、強制的に不妊手術を受けさせた「旧優生保護法裁判」があります。どれも、人間としての尊厳と名誉の回復を勝ち取るための闘いであり、この判決が今後の制度・政策に大きな影響を及ぼす可能性もあります。私たちは、障害のある人たちの「人権」が守られ、自分らしく生きていくことができる社会の構築に向けて、全国の仲間たちとこの裁判を支えていきたいと思っています。

さて、令和四年度は、新たな利用者三名を迎え、利用者七十四名、職員三十五名でスタートしました。この間、コロナの影響により全体的に事業の縮小が余儀なくされていきましたが、利用者増員による施設建設計画については、一定の目的を付けることができました。しかし、前述したように、世界規模的な社会情勢の混乱により、物価の高騰をはじめ、資材等の調達に困難な状況となっており、先行きが不透明な状況となっています。障害のある人たちのためだけでなく、地域福祉をさらに発展させていくために、この施設建設は重要であると考えています。厳しい状況下ではありますが、引き続き夢の実現に向けて取り組んでいきます。

当法人は、社会福祉法人設立二十五周年を迎えます。その前身である無認可作業所「あらくさ共同作業所」からは三十五周年となります。私たちは、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らしている社会の実現をめざした事業の展開と実践に取り組んできました。今では、多くの地域の方に支えられ、日々活動をはじめ、暮らしの場や相談できる場等、その事業は多岐にわたっています。しかし、私たちがいるような事業を展開しても、障害のある人々への理解がなければ、決して地域で豊かに暮らしていくことはできません。これからも障害のある方が地域の一員として、自分らしく生きていける地域づくりに、みなさまと一緒に取り組んでいけたらと思います。どうかよろしくお願い致します。

# きらい

**新しい仲間を紹介します！**



**杭迫 尋さん**  
(りんどう班)  
紐巻きの仕事を頑張っていきたいです！



**川本 照子さん**  
(にじ色ホーム世話人)  
初心を忘れず、みんなと頑張ります。宜しくお願いします！

**新しい職員を紹介します！**



**川上 秀昭さん**  
(ウイング班)  
仕事を頑張って、しっかり通っていきたいです。頑張ります！

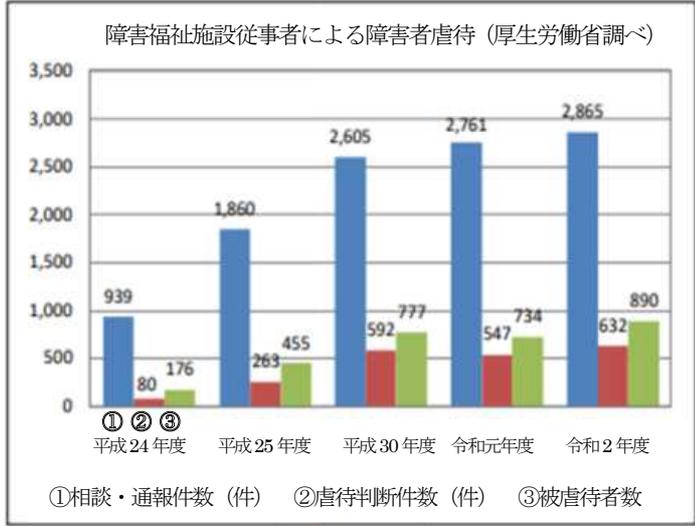
(担当：藤原)

## 障害のある人へのさらなる虐待防止に向けて

### ●障害者虐待防止法ができるまで

「障害者虐待防止法」は、1990年代からの社会の虐待に対する関心の高まりと、「国連障害者権利条約」を批准するための国内法整備の必要性も合わさり、「児童虐待」、「配偶者からの虐待」、「高齢者虐待」に続き、2012年10月に施行されました。

この「障害者虐待防止法」では、家庭や福祉施設、職場での虐待の種類を示し、虐待と疑う行為を見た場合には、気づいた人は通報する義務などが盛り込まれました。しかし、法律の施行後も相談件数や通報件数は年々増え続けています。さらなる虐待防止のために2022年度からは、事業所の運営基準に、以下の点を必ず盛り込むように見直されました。



### ●2022年度からの見直し・・・

#### ☆障害者虐待防止の更なる推進のために

- ①従業者への虐待防止研修実施が努力義務から義務化。
- ②虐待防止等のための責任者設置が努力義務から義務化。
- ③虐待防止委員会の定期的な開催と、委員会での検討結果を従業者に周知することが新規に義務化。

#### ☆「身体拘束の適正化等」の更なる推進のため、事業所で取り組むべき項目 (追加)

- ①身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に関き、結果を従業者に周知を図ること。
  - ②身体拘束等の適正化のための指針の整備をすること。
  - ③従業者へ身体拘束の適正化の研修を定期的実施すること。
- \* 身体拘束適正化とは・・・緊急の場合を除き、車いすやベッド等に縛り付ける・部屋に鍵をかけて隔離することなど。

### ●障害のある人を支援する者として・・・

これまでに、事業所内で起きた虐待事件は、支援する者と、支援を受ける者という構造から起きていると考えられます。障害のある人を支援する者として私たちは、「障害の有無に関わらず、同じ人間として対等平等である」ということを再認識し、人権が守られるように努める必要があります。そして私たち職員も、自身の人間性を高めるとともに、虐待に対する知識と事例等の検討を通し、事業所内で虐待が起きないように注意し防止に努めていきます。

(担当：越智)

## 大阪・東京高等裁判所で、優生保護法裁判「逆転勝訴!!」

### ●「優生保護法」とその問題点は・・・

日本では、人為的に健康な子孫を優先して残すために、戦時中に「国民優生法」(1940年)が施行され、終戦後には「優生保護法(1948年~1996年)」を施行しました。優生保護法第1条(目的)では、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とし、第3条では、医師の診断による手術は、「本人、または配偶者の同意を得た上で」と明記しておきながらも、「未成年者、精神障害、知的障害のある人」には、本人の同意を得ず手術を行えることを明記しました。国は優生思想が正しい考えであるとして法制化(合法化)し、優生政策を押し進めてきたのです。

厚生省(現在の厚生労働省)の調査によると、約25,000もの人々が優生手術(不妊手術)を受けさせられたことが明らかになっています。そのほとんどが精神障害者や知的障害者で、本人の同意がないままに強制的に手術されたことが分かっています。つまり障害者は、「劣る者(命)」と決めつけ、命の次代への継承は許されなかったのです。強制不妊手術は、国が作った法律である優生保護法の下で行われてきた人権侵害だということは、大きな問題点だと言えます。

### ●優生保護法裁判 大阪・東京高等裁判所逆転勝

2018年1月に、宮城県に住む60代の女性が知的障害を理由に、強制不妊手術を受けさせられたとして、訴訟に立ち上がりました。その勇気ある行動は、8地方裁判所(以下地裁)・1支部で優生保護法に対する国家賠償を問う裁判へと広がりました。札幌・仙台・大阪・神戸地裁では、優生保護法は日本国憲法に反していたという判決は出されても、20年経過したら賠償請求権が失われる、民法第724条の除斥期間の規定を理由に、国の賠償責任は問えず敗訴が続いていました。

しかし、2022年2月22日の大阪高等裁判所(以下高裁)・3月11日の東京高裁では、強制的な不妊手術に対して除斥期間を一時的に適用させ、国家賠償を認めないことは、「著しく正義・公平の理念に反する」とし、それまでの判決を覆し、国に賠償を命じるという判決が出されました。原告は、「裁判長が時の壁を破ってくれました。私たちに希望の光をくださり思わず涙があふれました。」と、強制不妊手術によって、子どもをもうけることができなかったことや、周りの人に不妊手術をさせられたことを打ち明けることができなかったことなど、長年にわたる悲しみ・苦しみを振り返り、判決への思いを語られました。

### ●人間としての名誉と尊厳の回復を!

しかし国は、この大阪高裁と東京高裁の判決を不服とし、最高裁に上告しました。この裁判は、不妊手術の被害にあった人の救済とともに、国が「障害者は劣る命」と定めて、その政策を長年続けてきたことへの裁判でもあります。優生保護法の優生思想は現在にも大きな影響を残しており、2016年の「相模原障害者施設殺傷事件」で、犯人が「こいつら(障害者)は生きててもしょうがない」等と言った言葉は最たるものではないでしょうか。国は、障害のある人に対して「人間としての名誉と尊厳」を傷つける施策を続けてきたことを反省し、主体的に被害者全員を救済することと、障害のある人も皆と同じく「自分らしく生きていくことができる社会」の実現を目指してほしいと思います。

(担当:岡田)

## ロシアのウクライナへの軍事侵攻と日本の動き

2022年2月24日にロシアがウクライナへの軍事侵攻を始めました。ロシア軍の都市への激しい無差別攻撃により、多くの一般市民が被害を受け、戦争から逃れるために国外へ避難した難民が500万人を超えています。しかし、様々な理由で未だ危険地域から非難できない人も1,200万人以上いるとされ、(国連難民高等弁務官事務所調べ)「毎日数時間ごとに空襲警報が鳴り、近くで砲撃の音が聞こえる。マンションは壊され、飲み水や食料、薬、日常生活に必要なものすべてが不足している。」という情報もあり、命の危険と先の見えない不安な生活を強いられています。



国外の避難所での様子

日本では、ロシアの「核兵器を先制使用する」ことも辞さないとの発言に対して、国内に核兵器を持ち込んでアメリカと共同管理する「核シェアリング」の議論が持ち上がっています。しかし、世界で唯一の核兵器による被爆国として、平和主義を憲法で規定する国として見逃せない動きです。また、「敵基地先制攻撃能力」の検討や防衛予算の増額等、日本が戦争をするこ

とに向けた動きが加速しているように感じます。戦争は人の良識を奪い、日常生活を破壊してしまいます。何の罪もない市民の心や体に大きな傷を残し、障害のある人を大量に生み出します。私たちは、人の尊厳を奪う戦争に対して断固反対し、平和を維持できる活動を支援していきます。

(担当:秋山)



破壊されたマリウポリの街

# いただきました

(2022年1月1日~2022年4月30日まで)

## 金一封ご寄付

(順不同)

平森忠夫様 道々清子様 金永文枝様 佐々木千利様 あらくさ家族会様

## 野菜・食品・物品等のご寄付

(順不同)

やなぶ養神堂薬局様 長川一明様 藤井操様 姫田英二様 黒田千代様 落畑さとみ様 三輪是嗣様 高橋信子様  
津島静明様 森めぐみ様 丸野君子様 藤原靖栄様 宇賀みちくさの里様 梶谷真由美様 角英樹様

## ボランティア

(順不同)

貞森裕子様 大前みどり様 西田井恭子様

いただいた食材は給食等に使用させていただきました。この他にも、アルミ缶・紙等の資源回収にご協力いただきました。ありがとうございました。記載もれがありましたら、どうかお許しください。

## 利用者自治会の新役員がきました

去る4月22日、あらくさ仲間の会（利用者自治会）の役員選挙を行いました。立候補者はそれぞれ演説内容を考え、『お互いが助け合えるあらくさにしたい!』『みんなの思いが聞ける役員になりたい!』等、自分の思いを力強く訴えました。

新役員に決まった6名（右写真）は、『利用者みんなの期待に応えて、がんばる!』と、張り切っています。一人一人の思いが大切にされる、あらくさの利用者の代表として、より良い自治会活動ができるように期待しています。

## あらくさ仲間の会 新役員



## 助成金をいただきました

公益財団法人 森村豊明会様より助成金を頂いて、幅5m、高さ5m、長さ30mの立派なビニールハウスが建設できました。甲奴町特産のカーターピーナッツや玉葱の栽培・乾燥で利用していきます。ありがとうございました。



## ●職員募集●

社会福祉法人あらくさでは、職員として、障害のある方と共に働き、暮らしを支えてくださる方を募集しています。詳細は、お問い合わせください。事業所の見学もできます。

### ●募集内容

常勤職員・非常勤職員

☆お問い合わせ先電話番号☆

社会福祉法人あらくさ：(0847) 67-5051

(担当：国岡)

## あらくさ夏祭り中止のお知らせ

毎年8月に開催しています『あらくさ夏祭り』は、今年もコロナ感染予防のため中止にさせていただきます。



(担当 原田)